

意見書案第 3 号
令和 8 年 3 月 2 4 日

長岡京市議会議長

上 村 真 造 様

発議者 住 田 初 恵
富 田 達 也
小 原 明 大
中 村 歩
武 山 彩 子

意見書の提出について

高額療養費制度の患者負担上限額引き上げ及びOTC類似薬負担増の撤回を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

高額療養費制度の患者負担上限額引き上げ及びOTC類似薬
負担増の撤回を求める意見書 (案)

高額療養費制度は、大きな病気やけがで高額な医療費がかかった際に負担を一定に抑えるもので、長期の治療を要する患者・家族の「命綱」です。政府は、昨年の通常国会に患者負担増を打ち出しましたが、患者・家族をはじめ国民の反対の声が大きく広がり、凍結しました。

しかし政府は昨年末、患者負担増を再度決定しました。年間の負担上限額を設定する等の改善もありますが、全体として患者負担を2段階で引き上げる内容です。年収700万円の人には現在の月額約8万円から約11万円と38%増になります。70歳以上の外来医療費の上限額は、住民税非課税で月8千円を2027年8月には1万3千円に引き上げます。

OTC類似薬は市販薬と似た効能の保険薬ですが、政府は薬剤費の4分の1を「特別の料金」として患者に負担させる見直しを行い、2026年度中に実施するとされています。これにより薬剤費は、窓口3割負担の人は3割負担と「特別の料金」を合わせて計5割負担に跳ね上がります。

対象となる薬は、解熱鎮痛薬や花粉症の治療薬、皮膚疾患の保湿剤など約1100品目に及びます。さらに2027年度以降対象範囲を拡大し「特別の料金」の引き上げも検討するとしています。

日本医師会は負担増による「受診控え」が起き、重篤な疾患の早期発見・早期治療の機会を失うことになるとの危惧を表明されています。

よって国におかれては、「受診控え」による重篤な結果をたらしことが危惧される高額療養費患者負担上限額の引き上げ、並びにOTC類似薬負担増を撤回されるよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月24日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣